第1回 匝瑳市行政改革推進委員会 会議録

平成23年8月29日(月)15時00分~16時35分
議会棟第2委員会室
匝瑳市行政改革推進委員会委員及び事務局
本日、匝瑳市行政改革推進委員会を開催いたしましたところ、皆様方には、 お暑い中、また、大変御多忙中にもかかわりませず、御出席を頂きまして、誠 にありがとうございます。 また、このたびの委員就任のお願いに対しましても、快く御承諾を頂きまし て、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。 さて、匝瑳市は、平成18年に八日市場市と野栄町の合併により誕生してか ら、5年が経過しています。この間、厳しい財政状況の中において、「将来に わたって持続可能な行政運営」への転換を図るため「匝瑳市行政改革大綱」を 策定し、行政改革に取り組み、19億6千万円の経費を削減しております。 その結果といたしまして、国からの仕送りである地方交付税が増加していることもあり、本市の財政は好転しています。 しかしながら、平成23年度予算においては、歳入予算の約5割を国等から の交付金等に依存している状態にあります。 自主財源の乏しい本市にあっては、特に国からの地方交付税に依存しております。その地方交付税は、平成28年度以降、合併による特例措置がなくなることにより段階的に減少し、最終的には、現在よりも6億円以上も減少することが見込まれており、このままでは、将来的には厳しい財政運営となることが予想されています。 そのため、今後も、安定した行政運営を行っていくために、私をはじめ全職員が危機意識を持ち、経営的な視点に立った行政改革に取り組んでいく所存であります。 一きのまして、対策対しいところ誠に恐縮ではございますが、今後の委員会の運営に、御協力をお願いいたします。 結びに、皆様方の今後ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。
(1) 匝瑳市行政改革推進委員会委員長及び副委員長の選任について
会議結果:
① 匝瑳市行政改革推進委員会委員長に渡辺忠委員を選任した。
② 匝瑳市行政改革推進委員会副委員長に梅原一郎委員を選任した。

(2) 第1次匝瑳市行政改革大綱の実績について

委員長:不慣れで、微力ではあるが、委員の皆さんの協力をいただきながら委員長の職務を務めて参りたい。よろしくお願いする。 議題について、事務局から説明願う。

資料に基づき、事務局が説明。

主な質疑:

委員:第1次大綱では、54項目中41項目を実施したということで、 素晴らしい実績だと思うが、取り組めなかった13項目につい ては、どのような状況なのか。

事務局:経費の削減等については、かなりの実績があったが、主に新たに取り組むべき項目について、なかなか実施ができず、結果として13項目については積み残しがあったという状況である。

委員: そうすると既存の事務の効率化だけではなく、新たな事業展開 をするなかでの項目が含まれていたということか。

事務局: そのとおりである。現行の事務事業の削減については、効果があったが、今までに全くない取り組みについて、積み残しがあったということである。

事務局:主な未達成の項目についは、民間委託の推進、公共サービスに 関する官民入札等の導入等である。また、一般会計から国保や 病院事業などの特別会計への繰り入れの抑制について、未達成 の状況にあり、健全財政のために、今後も引き続き取り組んで いかなければならないと考えている。

委員:経費の削減関係で、職員数の削減が大きな割合を占めているが、 これについては、今後も抑制が可能であるのか、それとも限界 にきているのか。

事務局:合併時から52人の職員を削減し、現在、多忙となる各課の業務を補う形で、嘱託職員や臨時職員の協力をいただいている。 今後、行革を進めていく上で、職員の人件費というのは大きな課題となるので、引き続き削減に取り組みつつ、その代替措置をどうするのかということを、第2次行政大綱で明確にする必 要があると考える。職員を削減し、住民サービスを低下させる ということではなく、削減した場合には、財政運営上の効率を 考慮した上で、それに代わる措置を取るということである。

委員:民間委託というのは、確かに大事である。私が仕事上利用する機会の多い法務局でも民間委託を行っている。ただ、サービスの面で質が低下しており、以前より利用しづらくなった面がある。研修等を実施しているとは思うが、やはり(民間委託をしても)サービスの低下を招かないようにしなければならない。

事務局:市民がサービスを利用しづらいという声は、避けなければならないというのが大前提である。市の窓口業務は民間に委託が可能とされている。また、現在、窓口業務のある課へ嘱託職員や臨時職員を配属する際には、事務の停滞を防ぐために、事務経験の履歴を考慮するための事前登録制を取っている。臨時職員の雇用に当たっては、登録と併せて、業務を覚えていただいた後に、嘱託職員への切り替えをし、窓口業務に配属するなどの取り組みも行っている。市民サービスの低下を招かないための取り組みは、引き続き実施していきたいと考える。

委員:行革の54項目というのは誰が決めたのか。

事務局:第1次行革大綱は、平成18年に策定したものである。その際には、本日と同様に行革推進委員会の審議をいただいた。また、市長を本部長とする行政改革推進本部という市の組織において決定した行革大綱に定められた推進項目数がこの54項目である。したがって、決定したのは、一つには行政改革推進委員、一つには、我々職員ということになる。

委員:この54項目全てを達成した場合には、どの程度の削減額が見込まれていたのか。

事務局:第1次行革大綱策定時には、17億円の削減額という積算をしていた。しかし、その後、職員数の削減等が予想数値よりも多く達成できたということもあり、実施率は75.9%であったが、削減目標額自体は達成しているという状況である。

委員:特別職の給与等について、5%~20%の削減率になっている。

商工会においても、給与の減額を実施しているが、ここまで高い減額率ではなく、おおむね3%から5%程度である。この削減率というのは、どのようにして決められたのか。近隣の状況を勘案したのか、それとも国や県から指導があったのか。

事務局:特別職の給与等の削減率については、第1次行革大綱において、 例えば「市長10%以上、副市長10%以上」というように明 記していた。この規定に基づく数字であるというのが1点。加 えて、その時々の財政状況等を勘案して、より高い削減率にし たという経過である。

事務局:この件については、国や県からの指導はなかった。行政改革推進委員の皆さんのご意見をいただき、第1次行革大綱上は、特別職の給与月額及び期末手当の10%削減ということで、取り組んできた。その中で、平成21年度及び平成22年度については、市長をはじめ、特別職から率先して行政改革に取り組むという姿勢を打ち出していただき、大綱上の削減率より高い削減率で取り組んだということである。

委員:職員数を削減してきたということだが、業務が順調に行えるのかという心配がある。職員数の削減については、自主的に辞めていったものなのか、それとも定年によるものなのか。

事務局:退職については、定年退職と自主的な退職が重なり、当初予定していたよりも早く目標としていた職員数を達成した。当初は、退職する職員数の半数を補充しながら、5年間で目標を達成するという方針であった。また、職員数の削減に伴う業務上の支障については、先ほど説明したように、民間委託、指定管理者等を活用した代替的な措置を講じながら、業務の停滞を防ぐという考えである。

委員: 枠配分方式により1億8,300万円を削減したということだが、これは、事前に同額を引いた金額(予算)を各課に割り振ったという理解でよろしいか。

事務局: 枠配分方式については、例えば今年度100万円あった予算を、 翌年度にある課に対して90万円として割り振った場合に、差 額の10万円が削減の効果ということになる。各課は、与えられた90万円の中で、創意工夫をし、事務事業を行っていく。

事務局: 今の例でいうところの、差額の10万円の不足については、与えられた予算枠の中で、スクラップ・アンド・ビルドによって事業の取捨選択、創意工夫をするという部分を各課に預けている。この点については、職員の創意工夫がなければ達成ができない部分でもあり、職員教育の一環ともなっている。

委員:他市の話を聞くと、毎年度予算を編成する中で、新しい事業を 展開する予算は、5%程度しかないとのことである。匝瑳市の 状況はどうか。

事務局: 枠配分方式では、枠配分外予算として財政課から各課へ政策的な経費としての予算が割り振られる。新たな事業を展開する場合には、各課は、この枠配分外の予算要求をし、市長の判断を仰ぐこととなる。したがって、今の事例でいう5%だけでなく、枠配分外に政策に取り組むための予算をもつということである。

会議結果:資料のとおり確認された。

(2) 第2次行政改革大綱の策定について

資料に基づき、事務局が説明。

主な質疑:

委員:第2次行革大綱により、市の職員をはじめ、さまざまなものを 削減するということは分かったが、市議会議員の削減について は、一切触れられていない。この点は、どうなっているのか。

事務局:議会の関係については、我々は、執行部であり、議会は議決機関であるということで、組織体が異なり、直接的に行政改革大綱の中で議員定数の削減については言及しづらい。このため、今回の基本方針の中では触れていない。

事務局:参考までに、第1次行革大綱では、行革推進委員会の委員から 「議会も自主的に行政改革に取り組むべきである。」との意見が あり、附帯的意見として、大綱に取り入れたという経過がある。 議会としても、自主的な取り組みがなされている状況である。 取り組みの内容は、24名の議員定数を20名に削減したとい うものである。

委員:市民から陳情や要望があった場合には、対応は取っているのか。

事務局:人事的な一つの取り組みとして、職員の総数としては削減を行っているが、全ての部門の職員を一律的に削減するのではなく、 高齢者介護や福祉など、市民のニーズが高まっている行政課題 に関する部門は、増員を図るなどしている。

委員:(ふれあいセンターや八日市場ドームで)会合などがあると、市 役所の駐車場がいっぱいになってしまう。市役所の裏手の土地 を活用するなどの対応は考えていないか。

事務局:市役所の北側の土地に、仮称・合併記念公園を建設予定である。これは合併特例債の対象事業ということで、年次を定めながら、取り組んでいるところである。平成23年度では、予算に調査費を計上し、どういった公園を設計するのかという検討をしている段階である。検討の中では、駐車場不足の解消にも公園を役立てるという前提で進めているところである。

委員:公園の建設に伴って、土地の買収も進んでいるのか。

事務局:原則としては、市有地を利用する方向である。ただし、市有地のみでは、土地の形状が公園を建設する上で適当でない部分については、ある程度買収をしていった方がいいという御意見もいただいているので、調整を行っているところである。

委員:歳入増加の取り組みとして、税の滞納額の削減がうたわれているが、この滞納額は、かなりの金額になるのか。

事務局: 平成23年4月の時点で、市税の滞納額が、約7億6千万円である。

委員:この滞納額を全て納税させることは困難であるか。

事務局:滞納の中には、土地保有税なども含まれる。これらは、ゴルフ 場開発の頓挫等に伴って残った滞納であり、金額が大きく、債 務者の法人自体の再建が難しいような案件も含まれる。取り組 みは行っていても、滞納額削減が難しい税目もあるということ が実情である。

委員: そうすると全体の半分位は、徴収が難しいということか。

事務局: 当該法人が解散してしまっている場合には、東京国税局との調整の中で、情報の交換をしながらの対応となるが、場合によっては不能欠損の処分をせざるを得ない。現在の市の取り組みとしては、年に2回ほど管理職職員による市税等滞納整理特別対策班を編成し、臨戸による滞納金の徴収や納税指導を行っている。また、今年から税徴収の専門家である税務署OBを嘱託職員として迎え、滞納対策の強化に当たっているところである。

委員:資料5ページに第2次行政改革大綱策定の視点が4つ掲げられている。歳入増加のための取り組みの視点もあるが、基本的には、ほとんどが労務費に係る視点のように見受けられる。一般会計全体を見渡して、目標である6億8千万円を分けていった方が楽なのではないか。このまま行くと、ほとんどが労務費削減ということになり、職員の負担がかなり大きくなる。もっと広い視野に立って考えた方がよいのではないか。なぜこのような(労務費関係の)視点に絞り込んだのか。

事務局:この視点は、あくまでも基本方針としての視点であって、考え方としてわかりやすいということで例示したものである。現在部会で検討している行革大綱案では、より幅広い視点からの削減や収入増加について触れている。この行革大綱の部会案については、10月に本委員会に示したいと考える。

委員:この4つの視点を具体化し、達成できた場合には、どれぐらい の効果を見込んでいるのか。

事務局: 現時点の部会案の考え方として、合併算定替による地方交付税が6億8千万円減少する平成33年度までの9年間のうち、第2次行革大綱では4年間を対象期間としており、9分の4ということで、約3億円程度の削減が見込めれば、一定の目標値になるのではないかという検討を進めている。具体的に100%の達成というのは、なかなか難しいので、この数字が全て実現

できるかどうかは、今のところわからない。

委員:6億8千万円を削減できたとしても、将来の人口減少の影響による税収の減少・歳入の減少を考慮しなければならないと思うがいかがか。

事務局: 平成31年度には、市の人口が3万5千人になるとの推計もなされている。人口減少に伴い税収減に加えて、地方交付税は減少し、歳入については、かなり厳しくなるという予想はしている。

事務局:人口減少等を踏まえた財政推計及びこれに対する市の考え方については、現在部会で検討中の大綱案を次回、第2回の委員会において、示したいと考える。

会議結果:資料のとおり確認された。

その他

第2回行政改革推進委員会の開催期日等について、次のとおりとした。 10月11日(火)から14日(金)を予定する。 都合の悪い委員は、事務局まで連絡願う。